

意 見 書

平成23年6月13日

情報公開・個人情報保護審査会御中

審査請求人 宮部 龍彦

平成23年6月7日府情個第1776号で通知のあった件につきまして、下記のとおり意見を提出いたします。

1 諮問庁理由説明書1について

「鳥取ループ」は掲示板ではなくブログである。

2 諮問庁理由説明書4について

諮問庁本件情報を取得した根拠とする人権侵犯事件調査処理規程（以降「処理規程」という）には、つぎの定めがある。

（事件の調査及び処理の目的）

第2条 事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずるほか、関係者に対し人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発（以下「啓発」という。）を行い、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とする。

（救済手続の開始）

第8条 法務局長又は地方法務局長は、被害者、その法定代理人又はその親族等の関係者（以下「被害者等」という。）から、人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告があり、人権侵犯による被害の救済又は予防を図ることを求められたときは、申告のあった事件が、法務局又は地方法務局において取り扱う

ことが適当でないとい認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

2 法務局長又は地方法務局長が、人権擁護委員若しくは関係行政機関の通報又は情報に基づき、事件の端緒となる事実と接した場合において、第2条の目的に照らして相当と認めるときは、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

(人権侵犯の事実が認められる場合の措置)

第14条 法務局長又は地方法務局長は、事件について、調査の結果、人権侵犯の事実があると認めるときは、前条各号又は次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること(要請)。

(2) 相手方等に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること(説示)。

(3) 相手方等に対し、人権侵犯をやめさせ、又は同様の人権侵犯を繰り返させないため、文書で、人権侵犯の事実を摘示して必要な勧告を行うこと(勧告)。

(以下略)

本件情報には処理規程第8条第2項に基づき救済手続を開始し、さらに処理規定第14条第1号から第3号の措置を実施するため、あるいは実施する過程で収集された情報が含まれているが、少なくともそれらの情報を収集したことは違法である。

処理規程によれば救済手続を開始するためには人権侵犯の疑いのあること、措置を行うためには人権侵犯の事実があることが要件であるが、本件は両方とも満たしていない。なぜなら、いわゆる人権侵犯事件の被害者とされている同和地区住民が存在していないからである。事実、審査請求人は、処分庁に同和地区住民とは具体的にどのような要件を満たす人を指すのか、さらに審査請求人自身が同和地区住

民であるかどうかを問い合わせたが、回答を得られないままである。これでは客観的に被害の有無を確認することは不可能であり、これが認められるなら処分庁は同和地区住民を騙っていくらでも人権侵害を捏造することが可能である。それだけでなく、処分庁の説明は「事件の相手方は審査請求人ではなく、部落地名総鑑を作成した人物である」という、非常に不誠実なものであった。一方で、処分庁は審査請求人に対して削除要請をしたり、「人権の擁護」という啓発冊子を郵送しようとしたりするなど、相手方は審査請求人ではないとした前言とは矛盾した措置を行なっている。

そもそも審査請求人は、既にネットに出回っていた偽の部落地名総鑑について、それが偽物であることを明示した上、騙されてはいけないという趣旨でブログに掲載したものであって、誰かの人権を侵犯する意図は全くない。平成22年度（行個）答申第81号においても、審査請求人が掲載した偽の部落地名総鑑に対する評価は「法務局等が部落差別を助長する可能性のある情報として、重点的にその排除に取り組んできている情報であると見ることができる」という程度に留まっており、具体的に誰かの人権を侵害するものとは判断されていない。従って、処分庁は単に前例踏襲のために審査請求に対して救済手続、救済措置を行ったものであり、その後付けの理由として被害者である同和地区住民を作り上げたものである。

救済措置が開始された時期、審査請求人は同和問題に関して滋賀県内の行政や、部落解放同盟滋賀県連合会に対して批判的な意見を述べていたため、事件の発端となった通報が私怨であり、人権侵犯事件の処理にかこつけて審査請求人を黙らせようという意図があった疑いがある。任意的な措置とはいえ、処分庁の行為は審査請求人に対する、表現の自由の制限であり検閲である。処分庁が審査請求人の人権に制約を加えるのであれば、それにより守られる別の人権が存在しなければならないが、そもそも同和地区住民という穢多や非人に類するような身分を行政機関が蒸し返すこと自体が門地による差別であり、人権侵害である。

また、行政手続法第32条により、行政指導は「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである」ところ、審査請求人は今後

とも処理規定に基づく措置には応じないことを表明しているので、処分庁が本件情報を利用して今後措置を行うことは不可能である。

以上の理由から、審査請求人は本件情報の利用停止を求めているものである。